## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

賃金規程案 (H21.1.13推進会議)	検 討 事 項	修 正 案		
第1条~第13条 (省略)		第1条~第13条 (省略)		
(家族手当) 第14条 家族手当は,生計を共にする家族または扶養する親族のある職員にそれらの者が他の親族の家族手当や民間事業所の手当の対象ではなく,また年額130万円以上の恒常的な収入がない場合に支給する。 2 対象親族と1人の支給額を次のとおりとする。	・人事委員会勧告に伴う給与改定に準じて修正 配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額 6,000円 <b>6,500円</b>	(家族手当) 第14条 家族手当は,生計を共にする家族または扶養すらの者が他の親族の家族手当や民間事業所の手当の対象 0万円以上の恒常的な収入がない場合に支給する。 2 対象親族と1人の支給額を次のとおりとする。	ではなく,また年額13 一人の支給額 月額13,000円 月額 6,500円 月額 6,500円	
<u>うち,1人については6,500円とする。</u> <u>5 当該年度内に満15歳に達し,当該年度内に満22歳に達する</u> までの「特定期間の子」がいる場合には,5,000円×特定期間の子の数で計算した額を加算する。		4 <u><b>満16歳の年度初めから満22歳の年度末</b></u> までの「特定期間の子」がいる場合 には、5、000円×特定期間の子の数で計算した額を加算する。		
(家族状況届と確認) 第15条 職員は,家族手当の対象となる状況に係る追加や変更がある場合には, 家族状況届により15日以内に理事長に届け出なければならない。職員の届出の 遅れ等によって過大又は不当に受給していたことが判明した場合,その全額を返 納しなければならない。 2 理事長は,現に家族手当の支給を受けている職員が家族手当の要件を具備して いるかどうかを原則年1回確認するものとする。		(家族状況届と確認) 第15条 職員は,家族手当の対象となる状況に係る追加や変更がある場合には, 家族状況届により15日以内に理事長に届け出なければならない。職員の届出の 遅れ等によって過大又は不当に受給していたことが判明した場合,その全額を返 納しなければならない。 2 理事長は,現に家族手当の支給を受けている職員が家族手当の要件を具備して いるかどうかを原則年1回確認するものとする。		
(地域手当) 第16条 大和キャンパス及び太白キャンパスが,平均の物価・賃金水準等々の生活条件からいって,仙台市地域の特性を持つことから,職員に地域手当を支給する。 2 地域手当月額=(給料+管理職手当+家族手当)×0.03とする。		(地域手当) 第16条 大和キャンパス及び太白キャンパスが,平均の 活条件からいって,仙台市地域の特性を持つことから, る。 2 地域手当月額=(給料+管理職手当+家族手当)× <u>0</u>	職員に地域手当を支給す	

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

賃金規程案 (H21.1.13推進会議)	検討事項	修正案
第17条~第24条 (省略)		第17条~第24条 (省略)
(職員の平均時間給) 第25条 時間外勤務手当等の算定に用いるために,給料と年所定労働日数をもとに,各職員の平均時間給を次のとおり定める。 一 年平均1ヶ月所定労働時間数 = 年所定労働日数×1日の所定労働時間/12 = (年日数 - 年間休日数)×2/3 二 職員の平均時間給 = 給料×1.03/年平均1ヶ月所定労働時間数 第26条~第40条 (省 略) (賃金の口座振替) 第41条 賃金は,職員の過半数を代表する者との協定(労使協定)により,職員本人が申し出た金融機関への口座振替の方法により支払うことができる。 2 職員は賃金の口座振込先の金融機関を3つまで指定できる。	・地域手当(第16条)の改定に伴う修正・県の取扱いに準じて修正	(職員の平均時間給) 第25条 時間外勤務手当等の算定に用いるために,給料と年所定労働日数をもとに,各職員の平均時間給を次のとおり定める。  一年平均1ヶ月所定労働時間数 = 年所定労働日数×1日の所定労働時間/12 =(年日数-年間休日数)×2/3 二職員の平均時間給 = 給料×1.035/年平均1ヶ月所定労働時間数 第26条~第40条 (省略) (賃金の口座振替) 第41条 賃金は,職員の過半数を代表する者との協定(労使協定)により,職員本人が申し出た金融機関への口座振替の方法により支払うことができる。 2職員は賃金の口座振込先の金融機関を2つまで指定できる。
第42条~第45条 (省略)  (宮城県からの派遣職員の特例) 第46条 前各条の規定にかかわらず,公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定により宮城県から派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の賃金は,次項及び第3項に規定するものを除き,宮城県職員の例によるものとする。  2 派遣職員の管理職手当は,次の表に定める職の区分により,宮城県人事委員会規則7-18(昭和28年3月25日)に基づき支給する。ただし,この区分により難い場合は,宮城県との協議により定める区分によるものとする。  職区分事務部長 2種総務学務課長 5種 その他の課長 7種  3 派遣職員の管理職員特別勤務手当は,前項に定める職の区分により,宮城県人事委員会規則7-109(平成3年12月25日)に基づき支給する。  第47条 (省略)	・文言整理	第42条~第45条 (省略)  (宮城県からの派遣職員の特例) 第46条 前各条の規定にかかわらず,公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定により宮城県から派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の賃金は,次項及び第3項に規定するものを除き,宮城県職員の例によるものとする。  2 派遣職員の管理職手当は,次の表に定める職の区分により,宮城県人事委員会規則7-18(昭和28年3月25日)に基づき支給する。ただし,この区分により難い場合は,宮城県との協議により定める区分によるものとする。  職区分事務部長 2種総務学務課長 5種課長(総務学務課長を除く。) 7種  3 派遣職員の管理職員特別勤務手当は,前項に定める職の区分により,宮城県人事委員会規則7-109(平成3年12月25日)に基づき支給する。 第47条 (省略)

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

賃金規程案 (H21.1.13推進会議)	以业人子次人占城人子具 並	<del>'</del>	 正 案		
附則	17 11 7 77	附則			
(施行)		(施行)			
1 この規程は平成21年4月1日から施行する。	・文言整理				
(承継職員の権利)	XIII-	(承継職員の権利)			
2 施行日である公立大学法人宮城大学の設立時に承継される職員については,施		2 施行日である公立大学法人宮城大学の設立時に承継される職員については,施			
行日における資格・職務・条件等の変化がない限り,施行前日の給料,諸手当の		7日における資格・職務・条件等の変化がない限り,施行前日の給料,諸手当の			
該当部分を同一に維持する。		該当部分を同一に維持する。			
		(給料の特例)			
	・県の給料の減額措置に準じて修正	3 第 5 条から第 1 0 条まで及び前項の規定にかかわらず,平成 2 1 年 4 月 1 日か			
	【県の状況】	ら平成23年3月31日までの間に係るものに限り,給料月額は,これらの規定			
期 間:H21.4.1~H23.3.31 削減率:給料月額の5.5%		により定められる額(以下この項にお	いて「基礎額」という	<u>。)から,基礎額に</u>	
		100分の5.5を乗じて得た額(そ	100分の5.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、こ		
	手当等の算出基礎となる場合を除く。 <u>れを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし,手当の額,給料の</u> <u>び平均時間給の算出の基礎となる給料月額は,基礎額とする。</u>		れを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし,手当の額,給料の調整額及		
			<u>.                                    </u>		
		_(管理職手当の特例)_			
	・県の管理職手当の減額措置に準じて修正	4 第12条及び附則第2項の規定にかかわらず,平成21年4月1日から平成2			
	【県の状況】	3年3月31日までの間に係るものに限り,管理職手当の額は,これらの規定に			
	期 間: H 2 1 . 4 . 1 ~ H 2 3 . 3 . 3 1	より定められる額(以下この項において「基礎額」という。)から,基礎額に次			
	削減率:次の表のとおり	<u>の表に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは,これ</u>			
	区分 削減率 <u>を切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし,手当の額の算出の基礎</u>				
	1種,2種 10% <b>管理職手当の額は,基礎額とする。</b>				
	3種 7.5%		職務の級	<u>×</u>	
	4 腫 ~ 7 種   5 %   地域手当等の算出基礎となる場合を除く。	副学長	教育職給料表4級	100分の10	
			事務職給料表9級		
			事務職給料表8級		
		学部長	_		
		研究科長,学生部長,センター長,		<u>100分の5</u>	
		事務部長,課長			